

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（昭和43年岩手県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事業所の所長、次長、<u>室長</u>、主幹、技術主幹、課長及び上席技術専門員</p>	<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事業所の所長、次長、主幹、技術主幹、課長及び上席技術専門員</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。